

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ

平成20年4月1日から、75歳以上の方と65歳から74歳までで障害認定を受けた方を対象に、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が始まりましたが、平成19年中の所得で計算した正式な保険料をお知らせするため、7月に全ての被保険者へ「保険料額決定通知書」を送付します。

●保険料の納め方

次の1又は2の方法で納めていただきます。

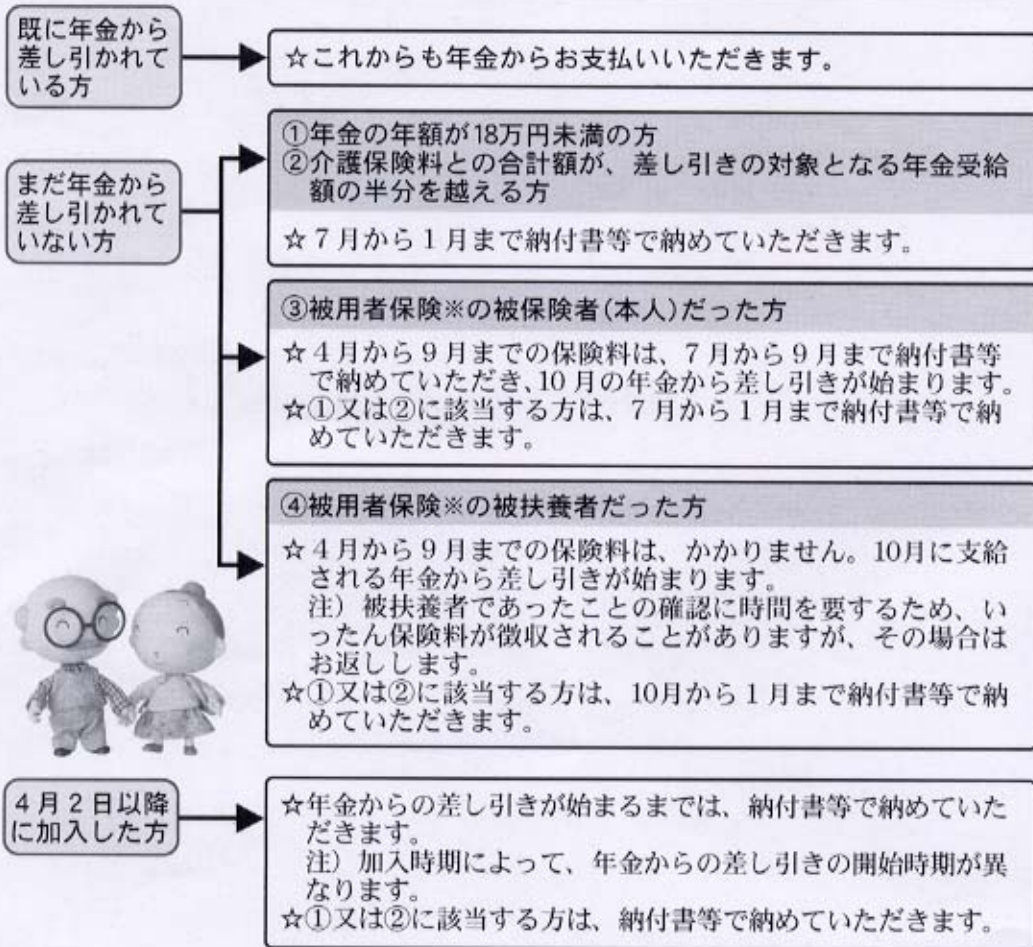
1 年金から差し引かれて納める

原則として、2か月に一度支給される年金から、2か月の保険料が差し引かれます。
2 納付書や口座振替で納める

次に当てはまる方は、市から送られる納付書で納めていただきます。便利で確実な口座振替に変更することもできます。

・年金の年額が18万円未満の方

・後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、差し引きの対象となる年金受給額の半分を超える方(複数の年金を受け取っていて、介護保険料を引かれている年金の額が少ない場合に該当することがあります)



※ 被用者保険とは

政府管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。

健康診査を行います

被保険者の生活習慣病の早期発見・介護予防を目的に、健康診査を行います。

- 実施期間 平成20年6月から平成21年1月まで
- 健診機関 大原病院、幸栄病院、小林整形外科、白松メディカルクリニック、平岡医院、上渚滑診療所、遠軽厚生病院
- 対象者 後期高齢者医療被保険者(ただし、高血圧症、糖尿病等の生活習慣病で定期通院又は入院されている方は対象外となります)
- 受診方法 受診希望者には受診券を送付しますので、市へ連絡ください。医療機関に受診券と保険証を持参の上、受診していただきます。
- 健診項目 75歳未満を対象とした特定健診の基本的な健診項目から腹囲を除いた項目です。
- 費用 本人の負担はありません。

通称が「長寿医療制度」になりました

厚生労働省では、制度を身近で親しみやすいものにするため、通称を「長寿医療制度」にしました。
なお、正式な名称は、「後期高齢者医療制度」のまま変わりはありません。

国民健康保険税が変わります

近年、加入者の高齢化などにより、医療費は増加傾向にあります。一方、保険税は増加する医療費をまかなう収入が得られていません。また、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度の創設に伴い、制度支援のため保険税算定の一部に「後期高齢者支援金」が新しく加わり、平成20年度より保険税の税率が改定されました。

	医療分と後期高齢者支援分		介護分(40歳以上65歳未満の方のみ)	
	現行	改正	現行	改正
所得割	8.0%	8.8%	1.0%	1.4%
資産割	30.0%	31.5%	5.0%	5.5%
均等割(1人当たり年額)	32,000円	32,000円	7,700円	8,500円
平等割(1世帯当たり年額)	27,000円	30,000円	4,500円	6,000円
賦課限度額	510,000円	560,000円	80,000円	90,000円

※保険税は、所得割、資産割、均等割、平等割の4つの算定方法を合計して課税しています。
※所得に応じて7割、5割、2割の均等割と平等割の軽減制度があります。該当される方には、減額された税額で納付書を送付します。

■保険税の納入月と納付回数が変わります

昨年までは納入通知書を6月に送付していましたが、今年7月に送付します。

納付回数も7月～翌年3月までの9回に変わります。

■10月より年金からの天引きによる「特別徴収」がはじめられます

次の要件のすべてにあてはまる方が「特別徴収」の対象になります。対象となる方には7月に送付する納入通知書によりお知らせします。(20年7月～9月までは普通徴収となります)

・世帯主が国保の加入者であること。

・世帯内の国保の加入者全員が65歳以上75歳未満であること。

・特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であること。

・保険税と介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと。



◇平成20年度の納期

【○：納付書や口座振替により納付 ◎：年金からの天引き】

平成20年度	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特別徴収	○	○	○	◎		◎		◎	

●保険税の減免制度

生活保護を受けることになったとき、火災や天災などで財産に大きな損害を受けたとき、失業や事業の廃業などで所得が著しく減少し預貯金など利用できる資産を活用しても納付が困難になったときなどに、申請によって保険税が減免になる場合があります。

詳しくは市民税係まで問い合わせください。(申請書の提出は納期限の7日前です)

●保険税の納税義務者は世帯主の方です

国民健康保険では、世帯主が国保に加入していない場合でも、家族の中に国保の加入者がいれば、世帯主が納税義務者となります。

なお、国保加入者が責任をもって保険税を納められる場合などは、国保加入者を国保上の世帯主に変更できる場合があります。この場合は申請が必要になりますので、国民健康保険係で相談ください。

国税務課市民税係

☎(24)2111 内線238・306番

